

○国土交通省告示第四百五十六号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二第一項及び第二項並びに第四十一条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣 前田 武志

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。

）及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）において使用する用語の例による。

（運輸規則第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項）

第二条 運輸規則第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 適性診断テストの実施方法

二 事務所ごとのカウンセラー名簿

(運輸規則第四十一条の二第三項の告示で定める書類)

第三条 運輸規則第四十一条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 組織図その他の適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類
- 三 事業所ごとに第六条第三号に規定する適性診断に係るテスト(以下「適性診断テスト」という。)を実施するための機器(以下「テスト用機器」という。)
施設又は設備を記載した書類
- 四 決算報告書その他の適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類
- 五 適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類
- 六 実施規程
- 七 次に掲げる適性診断の内容に関する書類
 - イ 適性診断テストに係る概要その他の必要な書類
 - ロ 適性診断テストの結果に対する所見に関する書類
- ハ 適性診断テスト(第六条第三号トに掲げる視覚機能テストを除く。)
ごとの評価が実際の運

転者の事故発生率と十分な相関（以下単に「相関性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類及び同等の性格特性を有する受診者について当該評価を行う場合にあっては、当該評価が同等の結果となるような評価の安定性（以下単に「安定性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類

八 カウンセラー（第六条第六号に規定するカウンセラーをいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する書類

（運輸規則第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

第四条 運輸規則第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条第二号に掲げる事項に係る変更とする。

（運輸規則第四十一条の五第二項の告示で定める書類）

第五条 運輸規則第四十一条の五第二項の告示で定める書類は、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

（認定の基準）

第六条 国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請（同令第四十一条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 適性診断の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。
 - ロ 事務所、テスト用機器その他の適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な施設又は設備が備えられていること。
 - ハ 適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。
 - ニ 適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。
- 二 次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。
- イ 適性診断の種類
 - ロ 事務所ごとのカウンセラー名簿
 - ハ 受診の手続
 - ニ 適性診断テストの実施方法
 - ホ 適性診断の受診者に対する適性診断の種類ごとの指導及び助言の実施方法
 - ヘ 適性診断の受診者の秘密の保持に関する事項
 - ト 認定の根拠となる法令、適性診断の種類、実施日、実施場所、料金その他適性診断の受診に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法

チ 事業年度ごとのカウンセラー教育・訓練計画（カウンセラーの指導及び助言の質の維持向上を図るため、指導又は助言に係る研修、実地訓練等の方法により行うカウンセラーの教育又は訓練（以下「カウンセラー教育・訓練」という。）に関する計画をいう。以下同じ。）

リ 第九条各号の規定を遵守するために必要な事項

ヌ その他適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な事項

三 別表第一に掲げる基準により次に掲げるテストを実施するものであること。

イ 性格テスト

ロ 安全運転態度テスト

ハ 危険感受性テスト

ニ 処置判断テスト

ホ 重複作業反応テスト

ヘ 速度見越反応テスト

ト 視覚機能テスト

四 次に掲げる基準により適性診断テストの評価を実施するものであること。

イ 適性診断テストごとの評価を示した診断票を受診者に交付するものであること。

ロ 適性診断テストごとの評価を定量的に示し、かつ、当該評価が相関性及び安定性を有してい

るものであること。

ハ 適性診断テストの結果に対する所見を受診者に提供するものであること。

五 適性診断テストの評価を踏まえ、別表第二に掲げる実施者、方法及び内容により受診者に指導及び助言を行うものであること。

六 別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ 一般社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー又は日本交通心理学会が認定する交通心理士の資格を有する者であつて、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第一種カウンセラー」という。）

ロ 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士若しくは公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であつて、別表第二に掲げる特定診断Ⅰの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

（認定書の交付）

第七条 国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定した

ときは、認定書を交付する。

(標準処理期間)

第八条 国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請がその事務所に到達して

から三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる書類を追加するために要する期間

(遵守事項)

第九条 適性診断の実施者は、次に掲げる事項を遵守して適性診断を実施しなければならない。

一 カウンセラー教育・訓練計画に基づき、少なくとも毎年度一回（カウンセラーとして選任され

た日の属する年度を除く。）、適性診断の実施者が実施する別表第四に掲げる研修にカウンセラーを参加させるものであること。

二 毎年度五月三十一日までに、前年度の適性診断の実施の結果及びカウンセラー教育・訓練の結果並びに当該年度のカウンセラー教育・訓練計画に関する報告を国土交通大臣に提出するものであること。

三 毎会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。

四 次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、適性診断を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ 適性診断テストの評価

ロ カウンセラーによる指導及び助言の内容

ハ 第二条第二号に規定するカウンセラー名簿に記載された者以外のもの（他の適性診断の実施者のカウンセラー名簿に記載されている者に限る。）が指導及び助言を行った場合にあつては、当該指導及び助言を行ったものの氏名及び当該他の適性診断の実施者の名称

五 適性診断の受診者が所属する旅客自動車運送事業者に適性診断の結果を提供するとともに、当該旅客自動車運送事業者からの求めに応じて、当該旅客自動車運送事業者が当該受診者に対し効果的かつ適切に指導及び監督を行うために当該結果を活用する方法を教示するものであること。

（業務の改善）

第十条 国土交通大臣は、適性診断の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、適性診断の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断のカウンセラーとして選任されている者は、それぞれ別表第三に掲げる適性診断の種類に応じ第六条第六号イ又はロの規定によりカウンセラーとして選任された者とみなす。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第一（第六条関係）

適性診断テストの種類	認定の基準
性格テスト	安全な運転に関連する性格特性について測定するものであること。
安全運転態度テスト	運転者の安全な運転に対する考え方の表出の度合いについて測定す

	<p>るものであること。</p>
<p>危険感受性テスト</p>	<p>交通環境の状況の把握の正確さ並びに運転者が交通事故防止のため事前に危険を察知して対応する際の判断及び予測の妥当性について測定するものであること。</p>
<p>処置判断テスト</p>	<p>連続的に変化する事態を適切に処理し、並びに判断するための注意力の配分及び持続性について測定するものであること。</p>
<p>重複作業反応テスト</p>	<p>連続して発生する複数の事象に反応して、重複した作業を正確かつ迅速に行うことができるかどうかについて測定するものであること。</p>
<p>速度見越反応テスト</p>	<p>遮蔽された一定区間を物体が通過する時間を予測させ、その反応時間を測定すること等により、動体の速度の認知の正確さ及び行動の焦燥感又は抑制の強弱について測定するものであること。</p>

別表第二（第六条関係）

<p>適性診断の種類</p>	<p>指導及び助言</p>		<p>視覚機能テスト</p>
<p>特定診断Ⅰ</p>			<p>実施者 第一種カウンセラー 又は第二種カウンセラー</p>
<p>内容</p>	<p>受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当</p>		

	<p>特定診断Ⅱ</p>
	<p>Ⅰ 第二種カウンセセラ</p>
<p>行う方式をいう。 以下同じ。）</p>	
<p>該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する指導及び助言を行うもの</p>	<p>受診者から交通事故を引き起こしたときの状況、生活習慣、健康状態及び運転に関する過去の経歴等について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性及びその背景となった生活習慣、健康状態等に係る要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を</p>

適齡診断	初任診断	
	第一種カウンセラー ー又は第二種カウンセラー	
を 図る 方式 を い	個別面談方式又は 十二人以下の集団 カウンセリング方 式（カウンセラー の指示に従い、個 々の診断の評価及 び目標を発表し、 他の受診者と意見 を交換することに より、問題の解決	
通 事 故 の 未 然 防 止 の た め に 身 体 機 能	受診者から日常の運転の状況につ いて聞き取りを行い、当該受診者の加 齢による身体機能の変化の運転行動 への影響を認識させるとともに、交 通事故の未然防止のために身体機能	参考として、交通事故の再発防止の ために必要な運転行動、生活習慣及 び健康状態等の改善に関する指導及 び助言を行うもの

別表第三（第六条関係）

事項	研修項目
適性診断一般に関する事項	内容
適性診断の趣旨、内容等に関するもの	時間等

<p>、同一業態（乗合、貸切、ハイヤー・タクシーの別をいう。）の旅客自動車運送事業者の運転者が受診する場合に限る。以下同じ。）</p>	<p>の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する指導及び助言を行うもの</p>

<p>交通心理学に関する事項</p>	<p>交通心理学による交通事故の要因の分析、安全対策等に関するもの</p>	<p>四時間</p>
<p>カウンセリングの理論に関する事項</p>	<p>カウンセリングの定義、カウンセリングの特質、カウンセリング理論、小集団活動等に関するもの</p>	<p>二時間</p>
<p>指導及び助言の手法に関する事項</p>	<p>適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの</p>	<p>二時間</p>
<p>指導及び助言の実習</p>	<p>指導及び助言の実習を行うことにより指導及び助言を行う能力を習得するもの（以下「模擬指導・助言」という。）</p>	<p>十五事例</p>
<p>模擬指導・助言をもとにした事例検討会</p>	<p>研修員が行った模擬指導・助言に係る面接の記録をもとに、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人</p>	<p>研修員一人一事例以上で合計三事例以上</p>

以下であるもの

備考

- 1 主任交通心理士の資格を有する者にあつては、交通心理学に関する事項及びカウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。
- 2 臨床心理士の資格を有する者にあつては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。
- 3 この表において、時間等の欄の一时间とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第四（第九条関係）

<p>内容</p>	<p>事例数</p>
<p>研修員が行った個別面談方式又は集団カウンセリング方式による面接の記録をもとに、他の研修員と意見を交換することにより、受診者の心理を理解する方</p>	<p>研修員一人二事例以上で合</p>

法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの

計六事例以上